

次世代型太陽電池等の屋内導入モデル事業業務委託 業務仕様書

1 目的

三重県は、エネルギー・イノベーションと協創によるみえの地域エネルギー力の向上に向け、「三重県新エネルギービジョン（令和5年3月改定）」に基づき、新エネルギーの導入促進等に取り組んでいます。

近年、ペロブスカイト太陽電池、カルコパイライト太陽電池、有機薄膜太陽電池、薄膜シリコン太陽電池など、軽量・柔軟等の特徴を持つ次世代型太陽電池等の開発や実証が進んでおり、屋外屋根や壁への設置以外にも、窓等の建材、屋内設備、防災関係備品、IoTセンサなど、設置が容易であるメリットを生かした新たな用途において、再生可能エネルギーの更なる普及が期待されています。一方で、設置場所が低照度になることや発電した電気の活用方法など、今後の普及に向けた課題解決を進める必要があります。

本事業では、軽量・柔軟、設置の容易性などの特徴を生かした次世代太陽電池等の普及に向けた屋内導入モデル実証事業を県内で実施し、効果や課題等を検証するとともに、その結果を県内に広く展開することで、更なる再生可能エネルギーの普及拡大を図ります。

2 業務名称

次世代型太陽電池等の屋内導入モデル事業業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務概要

（1）業務内容

軽量・柔軟、設置の容易性などの特徴を生かした次世代太陽電池等を活用する屋内導入モデル実証事業を以下の点に留意のうえ、県内で1件以上実施すること。なお、本事業の実施内容については、県と協議しながら決定すること。

ア 実証事業の実施

- ・本事業の目的に資する実証事業であること。
- ・工場や事務所等をフィールドにした屋内における実証事業であること。
- ・発電した電気の活用方法を検討すること。
- ・将来的に県内事業者等に広く展開できる可能性がある内容であること。
- ・実証期間中は、実証機器等を適切に管理するとともに、関係法令を遵守すること。
- ・実証事業に係る事故等には受託者が責任を持って対応し、補償が必要な場合は適切に対応すること。
- ・実証事業終了後は、原則、実証機器等を撤去し、原状回復すること。なお、実証事業を継続するなど、本業務に係る機器を有効活用する場合（生産設備等への転用を除く）は、あらかじめ県と協議のうえ同意を得ること。

イ 実証事業の検証

アで実施する実証事業の効果や課題等を幅広く検証すること。なお、検証する項目については、以下の例を参考に、県と協議のうえ決定すること。

【検証項目例】

施工性、発電性能、発電した電気の活用方法の有効性、遮熱等の副次的効果、温室効果ガスの削減効果、取引先等への訴求効果、技術的課題、法的課題、運用上の課題、

経済性（ビジネス性） など

ウ その他

実証事業の実施に係る議事録の作成は受託者が行うこと。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書として、紙（A4両面）1部と電子データを提出するものとする。

イ 提出期限

履行期限である令和9年3月19日（金）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じる場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。

(4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。

(6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。

(7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 新産業振興課 ものづくり推進班

担当：源寄、新島、小磯

電話：059-224-2749 電子メール：shinsang@pref.mie.lg.jp